

高崎市児童相談所一時保護課臨時職員募集案内

1 概要

高崎市児童相談所では、一時保護施設に入所する子どもたちの見守りや生活支援の補助をする臨時職員（アルバイト）を募集します。

2 業務内容及び採用予定数

勤務場所	職種	採用予定数	業務内容
一時保護施設	生活支援	若干名	・ 児童の見守り、簡易な児童対応 ・ 簡易な学習支援 ・ 雑務等

- ・ 地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当する方は登録できません。
- 地方公務員法第 16 条（欠格条項）
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 高崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務時間・報酬額

職種	勤務時間	報酬（時給）
生活支援	10：00～17：00（7 時間 休憩 1 時間）	1,050 円

- ・ 規定により通勤手当の支給があります。

4 任用までの流れ

- ① 応募申込 → ② 採用面接 → ③ 合格・採用
- ・ 応募申込を確認後、順次ご連絡し採用面接をさせていただきます。

5 申し込み方法

事前準備	・ パソコン、スマートフォン、タブレット端末等のインターネットを利用できる機器 ・ 申込者のメールアドレス ・ 顔写真のデータ（最近 3 か月以内に撮影したもの）※申し込み時に添付が必須
申込方法	以下の「高崎市児童相談所一時保護課臨時職員募集」より申込みをしてください。
URL	https://logoform.jp/form/h8ij/1269002

Q R コード	
申込み 手続き の流れ	(1) 上記のURL にアクセスし、必要事項の入力をお願いします。 (2) 入力完了後に「完了通知メール」が送信されるので、必ずメールの受信を確認してください。 申込み完了通知メールが届かない場合は、正常に申込みができていない可能性があります。 （迷惑メール設定により届かない場合がございます）
注意 事項	・ 申込期間内に申込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 ・ システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となり申込みができない場合やサーバーが込み合う可能性があるため、余裕を持って申込手続を行なってください。

6 問い合わせ先、アクセス



高崎市 児童相談所

〒370-0006 高崎市問屋町 4 丁目 4 番地 1
電話(027)345-5195（直通）